

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 24 日 本紙 5521 号 2 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 24 日 政令第 27 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 3 月 24 日〕から施行
【制定の根拠】	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項
【法令のあらまし】	平成 12 年から平成 21 年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成 12 年から平成 22 年までの間に改正する。
【改正される法令】	平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 15 年政令第 51 号）